

農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業)

1 対象品目・分野

○その他（6次産業化、食品加工、流通）

2 事業概要

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。）への対応（輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定への対応を含む。）並びにISO（国際標準化機構）、GFSSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS及びハラル・コーシャ等の認証取得への対応に必要な施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援します。

3 利用対象者

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。）

- (1) 法人
- (2) 地方公共団体 ほか

4 支援内容

(1) 補助要件：

- G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること
- 全体事業費が1千万円を超える場合にあっては、金融機関その他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付を受けて事業を実施すること
- 事業実施主体において、HACCPチーム（HACCP研修受講者を必ず含むこと。）が編成されていること
- 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること
- これまでに本事業又は類似事業を実施した者にあっては、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること
- その他、ハード事業に係る一般的な基準を満たすこと
- 輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること ほか

(2) 対象経費：

①施設等整備事業

輸入条件への対応、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設等の整備（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費

②効果促進事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に係る費用、検疫や添加物等の規制への対応や輸出向けHACCP等導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、上記①施設等整備事業と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費

- (3) 補助率：1／2以内
- (4) 補助上下限額：250万円～5億円

5 募集期間

- (1) 募集期間：未定ですが、御相談は随時受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：輸出推進係
- (3) 電話番号：023-630-3069

山形のうまいもの創造支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化）

2 事業概要

農林漁業者自らの6次産業化又は市町村やJ A等による直売所や加工所を核とした地域の6次産業化に向けた取組みに必要な機械等の導入を支援します。

3 利用対象者

農林漁業者自らの6次産業化の取組みに対する支援（自らの6次産業化）

農業を営む者（個人、法人）、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、
林業を営む者（個人、法人）、林業を営む者が組織する団体、
漁業を営む者（個人、法人）、漁業を営む者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

メニュー	要件
自らの6次産業化	・5年後のプロジェクト目標が次のすべてを満たすものであること ◇産出額が現状の2倍以上 ◇独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定するとともに、②に取り組む場合には、地域の農林漁業者の施設の利活用に関する目標を設定すること

(2) 対象経費：

メニュー	補助対象事業
自らの6次産業化	農林漁業者自らの6次産業化の取組みに必要な機械等導入及びそれら導入に伴う施設改修

(3) 補助率：

メニュー	補助率	補助対象経費
自らの6次産業化	県：1／3以内	200万円～3,000万円

(4) 補助上限額：

上表のとおり

(5) その他：

詳細は、別途公表する補助金交付要綱等を参照ください。

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和7年4月下旬～6月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：販路開拓・食ビジネス推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3029

【総合支庁】

(1) 機 関 名 : 各総合支庁

(2) 電 話 番 号 : 村山総合支庁地域産業経済課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 4 3 2
最上総合支庁地域産業経済課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 0 7
置賜総合支庁地域産業経済課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 2
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 2 1

農山漁村振興交付金
地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

農林漁業者の組織する団体等が、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む場合に必要となる、農林水産物の加工・流通・販売施設・地域間交流点の整備、及び農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組みに対して支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、地方公共団体、その他の企業・団体・個人、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合、NPO法人

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 6次産業化・地産地消法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者。
- 都道府県（市町村）戦略に基づく事業を実施する農林漁業者の組織する団体又は中小企業。
- 民間金融機関又は日本政策金融公庫等から資金の貸付を受けて事業を実施すること

(2) 対象経費：

- 農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画に従って行う取組み
農林水産物の加工・流通・販売等のために必要な施設、総合化事業又は農商工等連携事業の取組みに不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等に係る経費
- 農林漁業者の組織する団体及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画に従って行う取組み
食品等の加工・販売のために必要な施設に係る経費
- 農林漁業者の組織する団体及び中小企業者が都道府県（市町村）戦略に基づいて実施する取組み
地域資源を活用して付加価値を創造する事業に係る経費

(3) 補助率：3／10以内

ただし、地域別農業振興計画に基づき具体的な目標値を設定して取り組む事業、市町村戦略に基づく取組等については1／2以内

(4) 補助上限額：1億円

交付金額は以下①～③の最も低い額

① 事業費×交付率 ②融資額 ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

5 募集期間

(1) 募集期間：

令和7年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もあります

ので、御相談は随時受け付けます。

- (2) 申請書類（様式）の入手先：県から電子メールにて提供
- (3) 申込み先：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
- (2) 担当（係）名：販路開拓・食ビジネス推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3029